

令和5年度愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査業務に係る仕様書

1 業務の目的

海洋プラスチックごみの削減施策を立案・展開するためには、漂着ごみや漂流ごみの種類や発生源や量などについての実態の把握が不可欠である。

また、削減施策の効果検証には、代表的なモニタリング箇所を選定し、継続的な調査を実施することが必要である。

このため、令和2年度には、「愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査」により、県内7地点での漂着ごみ・漂流ごみ・マイクロプラスチックに関する調査を実施し、令和3、4年度には、令和2年度の調査結果を踏まえ決定した県内4地点で継続調査を実施した。本年度の調査も、令和3、4年度と同様の地点での継続調査を実施し、経時的な変化についての実態把握を行う。

2 業務の期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

3 愛媛県海洋プラスチックごみ実態把握調査

(1) 調査対象

漂着ごみ、漂流ごみ、マイクロプラスチック

漂着ごみ：海岸（砂浜、岩礁など）に漂着し、打ち上げられているごみ

漂流ごみ：沿岸海上に浮遊しているごみ

マイクロプラスチック：海上に漂流、海岸に漂着している5mm以下の微細なプラスチックごみ

(2) 調査地点

ア 漂着ごみ調査（4地点）

- ・今治市大三島大見地区海岸

陸側左端：北緯 34 度 15.7576 分、東経 132 度 59.3339 分

陸側右端：北緯 34 度 15.7474 分、東経 132 度 59.3641 分

- ・伊予市高野川海岸

陸側左端：北緯 33 度 42.342 分、東経 132 度 39.6024 分

陸側右端：北緯 33 度 42.3204 分、東経 133 度 39.594 分

- ・伊方町伊方越鯛ノ浦海岸

陸側左端：北緯 33 度 30.666 分、東経 132 度 21.252 分

陸側右端：北緯 33 度 30.642 分、東経 132 度 21.2328 分

- ・愛南町船越海岸

陸側左端：北緯 32 度 57.27 分、東経 132 度 30.183 分

陸側右端：北緯 34 度 57.2982 分、東経 132 度 30.1884 分

イ 漂流ごみ調査（4地点）

- ・安芸灘

- ・燧灘

- ・伊予灘北部
- ・宇和海中部

ウ マイクロプラスチック調査

- i) 海岸部 漂着ごみ調査にあわせて実施
- ii) 沿岸部 漂流ごみ調査にあわせて実施

(3) 調査回数

各調査地点とも、調査回数は1回とする。

(4) 調査時期

秋季を予定（詳細な調査時期については、循環型社会推進課と協議して決定する。）

(5) 調査方法

ア 漂着ごみ調査（4地点）

環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和2年6月 第2版）」に準じて実施する。なお、同ガイドラインに改訂があった場合は、最新版に準じて実施する。

調査箇所として選定した海岸において、汀線方向の幅を50mとして、調査時の海岸汀線から海岸の後背地までの間を調査範囲として設定し、範囲内に漂着しているごみを回収し、分類（プラスチック、発泡スチロール、ゴム、自然物など）、項目（飲料用ペットボトル、レジ袋、発泡スチロール製フロート、タイヤ、流木など）、量（個数、体積、重量）を測定し、記録する。

イ 漂流ごみ調査（4地点）

環境省の「令和元年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査」の実施方法に準じて実施する。

調査箇所として選定した4箇所の海域において、船速5ノット（9km/h）程度で1.5時間（13.5km）程度航走（4.5kmごとに変針し、ジグザグに航走）し、調査船上より、目視にて漂流ごみの量（個数）・種類・概ねのサイズを測定し、記録を行う。

また、目視結果の集計結果より、分布密度の算定と全体量の推計を行う。

調査時にはGPSを用いて航跡の記録を行う。

ウ マイクロプラスチック調査（各4地点）

i) 海岸部

漂着ごみ調査と併せて実施する。

各調査地点で設定した調査範囲内の砂浜のごみの漂着状況を確認し、満潮線付近においてマイクロプラスチックを含む漂着物が多い部分を任意に2箇所選び採取箇所とする。

採取箇所において、40cm四方の方形枠を設置し、表層3cm分の砂を採取し、5mm目のふるいにかけたのち、5mm以下のプラスチック片を回収し、分析に供する。

持ち帰った試料は、分析により個数を計数し、分布密度の算定を行う。なお、採集、分析手法の詳細は、本県の「令和4年度愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査」の実施方法によるものとする。

ii) 沿岸部

漂流ごみ調査時に、調査船のネット曳航により実施する。

各調査箇所において、開口部中央にろ水計を装着したニューズトンネット（目合 350 μ m 程度）を 2 ノット程度の船速で 20 分間曳航し、海面表層のマイクロプラスチックを対象とした試料採集を行う。

ネット内に残った試料全体を分析試料として持ち帰り、分析により個数を計数し、分布密度の算定を行う。なお、採集、分析手法の詳細は、本県の「令和 4 年度愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査」の実施方法によるものとする。

エ 回収した漂着ごみの適切な処理

調査のため回収した漂着ごみについては、調査箇所における自治体の指示に従い、処理費用の負担も含め、適切に処理を行うこと。

(6) 調査結果の取りまとめ

各調査で確認された、漂着ごみ・漂流ごみ・マイクロプラスチックの分布状況等を整理し、結果報告書として取りまとめる。なお、取りまとめに際しては、令和 2～4 年度の調査結果との比較を行うこと。

4 法令等の遵守

この業務を実施するに当たっては、海岸漂着物処理推進法その他関係法令等を遵守しなければならない。

5 打合せ協議

打合せ協議を、受注時、調査開始前、調査終了時及び成果品納入前の計 4 回を基本とするが、その他必要に応じて実施する。

打合せ事項について受託者は、その都度打合せ記録簿を作成する。

6 報告

業務実施期間中、受託者は県から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

7 成果品

受託者は委託期間の完了日までに、次のとおり、成果品として結果報告書を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ県と内容について協議、精査するものとする。

○結果報告書

ア 原稿保存ファイル（ワード又はエクセルなど、編集が可能な形式及び PDF 版を CD-R 又は DVD-R に保存したもの）

イ 報告書：100 部

A4 版、両面刷

ウ 環境省の定める報告様式：電子媒体 1 部

8 その他留意事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、現地調査等の内容は十分

かつ必要なものとし、管理的経費を十分考慮したものでなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議及び説明会等、又は業務実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として受託者の責任において実施しなければならない。

ただし、県及び受託者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

(2) 疑義

受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 検査

本業務は、県の検査合格をもって完了とする。

(4) 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、県の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

成果物の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正するものとする。

(5) 成果の帰属

本業務により作成された成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(6) その他

ア 受託者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。

イ 業務内容の変更に必要な資料は受託者が作成する。